平成３０年（フ）第１７４号
名古屋市中区錦３丁目15番15号　ＣＴＶ錦ビル
破産者　有限会社錦エンタープライズ（旧商号有限会社キョードーエンタープライズ）
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８２号
徳島県徳島市八万町川南31番地
破産者　株式会社坂井家具
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８３号
徳島県徳島市八万町川南30番地の１
破産者　有限会社坂井木工
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７号
徳島県板野郡藍住町住吉字江端142番地１
破産者　株式会社Ｓｅｖｅｎ　ｓｈｅｅｐ
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９号
鹿児島県薩摩郡さつま町山崎1555番地１
破産者　株式会社光電子産業
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成３０年（フ）第２７号
北海道旭川市10条通23丁目３番地の３
破産者　有限会社エーユーピー
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４０６号
茨城県ひたちなか市大字馬渡2866番地の44
破産者　有限会社福志商会
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第９３２号
東京都東大和市南街６丁目45番地の４、破産手続開始決定時の住所東京都調布市菊野台１丁目20番地29ハイネス大竹302
破産者　武井　洋之
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４１６号
東京都八王子市堀之内137番地ボナール丸重105号
破産者　佐藤　英俊
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１０６号
東京都町田市山崎町2200番地山崎団地４―６―306
破産者　平野　　一
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４１７号
岐阜県関市倉知2345番地２
破産者　ＣＲＣ株式会社
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第９８号
静岡市清水区下野北13番10号
破産者　株式会社タカラ
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３２号
三重県志摩市浜島町迫子22番地
破産者　山本　隆弘
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
三重県度会郡玉城町世古1791番地３
破産者　株式会社丸大家具
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第１０７号
三重県志摩市浜島町浜島1777番地の７
破産者　田中石油有限会社
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第１１５０号
京都府木津川市相楽城下100番地９
破産者　株式会社石匠
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１９２号
京都府宇治市伊勢田町西遊田90番地京都府南部総合地方卸売市場
破産者　土井川魚株式会社
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第８８号
京都市右京区太秦前ノ田町35－１グランドゥール太秦201、商業登記簿上の本店所在地京都市右京区梅津フケノ川町21番地の４
破産者　株式会社八雲
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９７号
鹿児島県薩摩川内市平佐町3458番地
破産者　有限会社鹿児島防災
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成３０年（フ）第３号
秋田県由利本荘市東由利舘合字歩両面２番地３
破産者　菅原健太郎
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部